Ⅲ 第5次沼津市地域福祉活動計画

(沼津市社会福祉協議会)

第1章 基本構想

1. 地域福祉活動計画が目指す地域共生社会

地域福祉活動では、子どもから高齢者まで、同じ地域に暮らす人たちが、人とのつながりと支え合いを中心とした活動を展開し、誰もが幸せを感じることのできる地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

そのためには、地域住民一人ひとりの自助だけでなく、地域活動などの互助や相互扶助などによる共助、そして行政による公助が一体となって、共に助け合い、支え合って生きるまちづくりを進めていくことが重要です。

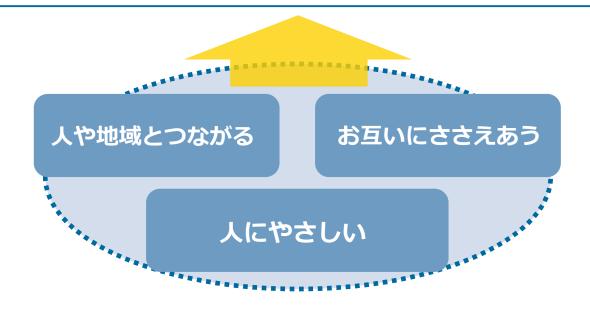
2. 基本目標

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会(以下、「沼津市社協」という)は、第4次沼津市地域福祉活動計画において、目指す福祉社会の未来像として「誰もが住み慣れたまちでいつまでも心豊かに」を掲げ、活動計画の目的を「住民が主役の福祉のまちづくり」と定めて、様々な活動を展開してきました。

第5次沼津市地域福祉活動計画においては、少子高齢化の進行、家庭環境の変化、働き方の多様化、人と人のつながりの希薄化など、近年の社会情勢の急激な変化に伴って発生している福祉課題に対し、沼津市社協として、地域住民や関係機関とのネットワークを強化することにより、地域住民が互いに手を取り、支え合う元気なまちづくりを一層推進していくために、次の基本目標を定めることとします。

基本目標

~ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり~



3. 計画の期間

第5次沼津市地域福祉活動計画(以下、「本計画」という)の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。なお、制度の変化や社会情勢による動向を踏まえ、計画の見直しを行う場合があります。

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
沼津市社協					
		第4次沼泽	中市地域福祉計画	(沼津市)	
推進委員会	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し

地域福祉とは

住んでいる地域で住民が安心して暮らしていくため、地域住民や公私の社会福祉関係者などが協力し、相談、支援を行うことにより、解決方法を探し出し、問題を解消していく福祉活動です。保健、医療、福祉だけでなく、様々なサービスや助け合いによって、住民が自分らしく、暮らせるよう支援していくものです。

地域住民とは誰か

地域に住む住民全般のことをいいます。この計画に書いている地域住民とは、生活課題のある住民や障がいなどによる当事者、福祉に関係する住民のみならず、福祉活動を行っていない住民まで、その地域で暮らす住民のみなさんを指します。

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは

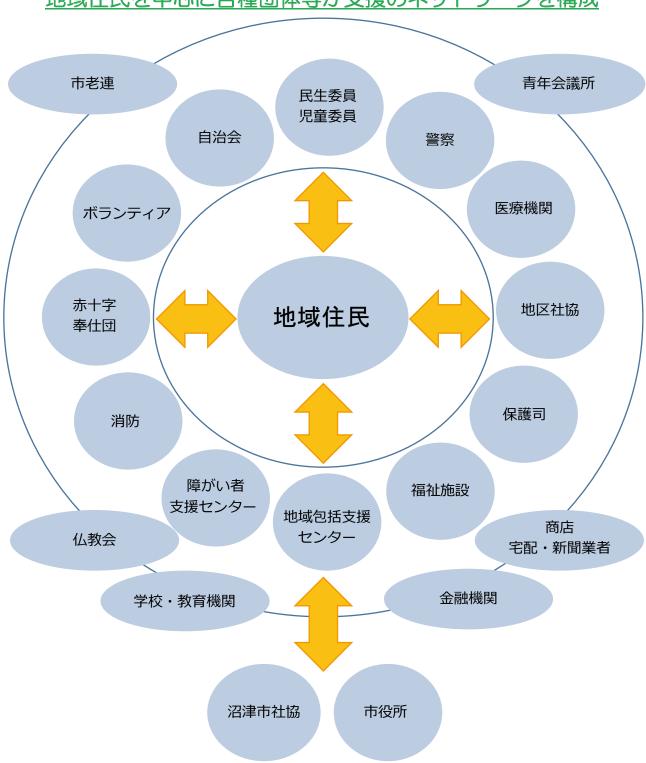
持続可能な開発目標(SDGs)とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。



第2章 計画の体系

~ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり~

地域住民を中心に各種団体等が支援のネットワークを構成



2つの計画が一体となって計画を推進

地域福祉計	地域福祉計画(沼津市)			地域福祉活動計画 (沼津市社会福祉協議会)			
大項目	中項目		基本計画	活動方針			
	助け合い、支え合いの	4		福祉教育の推進			
1.「お互い様」の心を	住民意識の向上	1	福祉人材発掘・育成 〜人と福祉をつなげ	広報啓発活動の推進			
育む福祉の人づくり	担い手となる人材の 確保と育成		る~	ボランティアの養成と 活動支援			
0 [45]	 地域福祉のコミュニティ づくり	0		小地域ネットワーク活動 の推進			
2.「お互い様」で支え 合う福祉の地域づく り		2	福祉の地域づくり 〜人と地域をつなげる〜	地区社協活動等の推進と 育成支援			
	地域の実情に応じた 課題解決力の強化		Ψ	当事者の組織化と 自立支援			
	福祉サービスの充実	3		総合的相談援助活動の 推進			
3. 地域住民等の「お互			福祉サービスの強化	福祉サービス 企画・運営			
い様」を支える福祉 サービスの提供	誰もが安全で快適に暮ら せる環境づくり		〜人とサービス・環 境をつなげる〜	権利擁護事業の推進			
り こ人の症穴			現在しなける。	災害時における支援活動 の整備			
				共同募金運動の推進			
4. 「人材」、「地域」、「行	地域をとりまくあらゆる 主体との連携強化	4	市社協の基盤強化と	沼津市社協の基盤強化			
政」が共生できる体 制づくり(重点推進			福祉活動推進体制の整備 ~頼りになる社協を				
項目)	住民の目線に立った、 つながる窓口づくり		めざして~	関係機関・団体との協働 体制の強化			

第5次沼津市地域福祉活動計画

ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり

	基本計画	活動方針
1	福祉人材発掘・育成 〜人と福祉をつなげる〜	(1) 福祉教育の推進「福祉のこころを育てる」[重点活動](2) 広報啓発活動の推進「福祉を身近に感じる」(3) ボランティアの養成と活動支援「一歩をふみ出す」
2	福祉の地域づくり 〜人と地域をつなげる〜	(1) 小地域ネットワーク活動の推進「地域で活躍する」(2) 地区社協活動等の推進と育成支援「地区社協を応援する」[重点活動](3) 当事者の組織化と自立支援「あらゆる人を地域でうけとめる」
3	福祉サービスの強化 〜人とサービス・環境をつなげる〜	 (1) 総合的相談援助活動の推進「いっしょに考えよりそう」 (2) 福祉サービス 企画・運営「あったらいいな」を形にする (3) 権利擁護事業の推進「自分らしく安心して暮らす」【重点活動】 (4) 災害時における支援活動の整備「災害に備える」【重点活動】 (5) 共同募金運動の推進「じぶんの町を良くするしくみ」
4	市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 〜頼りになる社協をめざして〜	(1) 沼津市社協の基盤強化 (2) 関係機関・団体との協働体制の強化





社会福祉法人沼津市社会福祉協議会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第3章 基本計画

1. 福祉人材発掘・育成 ~人と福祉をつなげる~

福祉活動や地域に住む住民が共に支え合う地域づくりにおいて、ボランティアの発掘と育成は急務となっており、福祉を「知る」、「参加」、「理解」、「継続」のサイクルを創出します。

このため、子どもから高齢者まで幅広い市民を対象に、福祉活動・ボランティア活動を知ること を促進し、活動の楽しさを伝えるとともに、体験を中心とした学習機会を提供します。

また、自発的な参加を促すために様々なメディアを通じた活動の広報や、市民に参加のきっかけを作るため生活困窮者等への支援の取組である「フードバンクふじのくに」の行う活動に協力し、沼津地区労働者福祉協議会や沼津市仏教会と連携し、食材の寄付活動である「フードドライブ」を実施します。

これらによって、活動と関わりを持った市民の継続的な参加を支えるため、ボランティアグループに対する支援や福祉活動で活用できる技術を習得する機会を提供します。



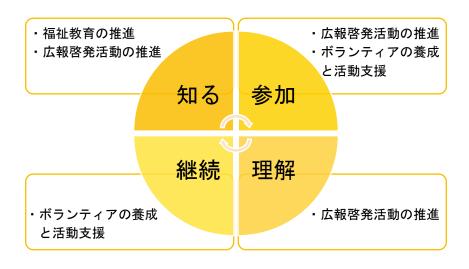






- 1 福祉人材発掘・育成 ~人と福祉をつなげる~
- (1) 福祉教育の推進 「福祉のこころを育てる」
- (2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」
- (3) ボランティアの養成と活動支援 「一歩をふみ出す」

地域活動・ボランティア活動のサイクル



(1)福祉教育の推進 「福祉のこころを育てる」 (重点活動)

児童・生徒に対して、各学校等と協力して学校教育の中で、福祉について考える講座や福祉機器を利用した体験講座を提供するとともに、福祉機器を地区社協等に貸し出して各種イベント等の中で、福祉について触れながら学ぶ機会を提供します。

この他、地区社協や地域包括支援センターなどと連携し、様々な関係機関とともに、セミナーや交流会を開催し、企業等による福祉貢献活動を促進します。

活動の目標

子どもから高齢者まで、幅広い世代に福祉の意識付けを行うために、あらゆる機会をとらえて福祉教育を展開していきます。今後は学校だけでなく企業や団体等にも周知活動を徹底し、福祉のこころを育てる体制づくりを進めます。

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
福祉教育	福祉機器の 種類増加	新しい出前 講座創出	社会貢献型 企業への協 力		各地で自前 の福祉教育 の開始

・福祉教育出前講座

誰もがお互いに自立した個人としてその存在を認め合い、関わりを大切しながら生きていく「共生」の思想を大切にし、差別や排除のない社会を目指した講座を開講します。

このため、授業内で実施されている福祉学習について、小学校や中学校、高等学校相談をも とに授業のコーディネートを行い、また、企業を対象に福祉教育を行います。これら各種講座 によって、市民が競争社会の中で「生きぬく力」ではなく、他者とともに課題に気づき、考え 実践する「ともに生きる力」を形成することを支援します。

この他に、社会資源(関係機関や当事者講師、ボランティアグループなど)の調整や福祉機器(アイマスク・白杖・車いす・高齢者体験セット・スロープなど)の貸し出しを行います。





・福祉新聞発行

福祉に関する興味を持ってもらうことを目的として、小・中学校にて実施した福祉教育の内容を中心に、福祉新聞を発刊し、市内の小学校(24校)・中学校(18校)の全校児童生徒に向けて配布します。

・中高生ふれあい交流事業

ボランティアに関する興味を促すことを目的として、中学校・高校に向けて、沼津市社協で取り組んでいるボランティアについて、啓発のためのポスターを作成し、市内の中学校(18校)・高校(12校)に配布します。

・認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れたまちでいつまでも心豊かに暮らせるよう、各地区の地域包括支援センターと連携しながら、認知症への理解を広め、温かく見守ってくれる市民サポーターを 養成する講座を開催します。

・社会貢献活動セミナー

沼津市内の企業を中心としたボランティア活動を促進するために、企業が連携して社会貢献 活動に取り組む方法を学ぶための事例発表や講演会、交流会を企画します。

福祉教育の重要性

少子高齢化、超高齢化の進展は社会情勢へ大きな影響をもたらすと指摘されています。この ことは、地域福祉の推進や地域共生社会の実現の重要性の更なる高まりを予見させるものでも あります。

福祉教育は小中学生だけでなく、若年層から高齢者層まで幅広い人に必要な学びであり、福祉を学ぶ場を作り上げていく、土台が必要であると考えられています。

このため、社会教育や学校教育の中で福祉教育を行い、学びを通して地域や福祉を身近なものとして考える機会を提供することは欠かせないものとなっています。その際、単に知識を学ぶだけでなく、地域福祉の場に参加することを通じて、地域に色々な方が居ることを理解し、お互いの人間関係をつくりコミュニケーションを継続的に取り合うプログラムや、地域生活課題を共有し解決していけるような学習が必要であり、参加者の状況に応じて、段階的に取組を進めていくことも大切であるとされています。

(2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」

広報啓発は、市民に対して福祉活動を知る機会を提供するだけのものではなく、参加を促進し、活動の参加者に対して、福祉・ボランティアのより深い理解の機会や継続した活動を行うため、情報を提供するものでもあります。また、新しい福祉人材の発掘には、地域住民への情報発信体制の構築や沼津市社協を知っていただく活動が重要になっています。

そこで、様々なメディアを通じた広報啓発活動を展開し、福祉活動を活性化する仕組みづくりを行います。

活動の目標

地域住民に親しみのある、見やすく、魅せる広報活動を展開します。また、沼津市社協を知っていただく活動を強化します。

・社協だより「ふれあいねっとわーく」の発行

年に4回(5月、8月、11月、2月の15日頃)、市民が手軽に十分な情報を得られるように、8ページカラーの社協だよりを発行します。



・沼津市社会福祉大会

社会福祉に対し多年にわたり功績のあった方々に感謝の意を表し、福祉に携わる方のなお一層の福祉意識の高揚と、市民一人ひとりの福祉活動への参加促進を目的として、沼津市長を会長とした社会福祉大会を隔年で開催します。

表彰式典の実施に際し、互いに支え合うやさしいまちづくりが進められるよう、ボランティア活動団体や市内福祉施設、当事者団体、学校等が自主製作品等の販売や作品を発表できる場を設け、顔の見える関係構築のための機会を提供していきます。

また、より多くの市民に対して福祉に関する理解・啓発を行うため、身近に感じるふれあい の機会や気軽に参加できる新しい生活様式をとり入れた内容等を検討していきます。





III

・チャリティーバザーの開催

大規模地震等の災害対策の資金づくりや、市民の福祉意識向上の啓発活動を目的として、年 1回、寄付された物品を販売するチャリティーバザーを沼津市赤十字奉仕団と共催します。





・ささえあい交流会

誰もが自立した生活を営み、健康増進に取り組み、生きがいを持つことができる地域づくり や、育児や見守りを地域が行う支え合いの促進に資する講演会を開催します。

・地域福祉ワークショップの開催

地区社協とともに、市民が自分の暮らす地域の生活課題、特徴や強みを見つめ直し、考える きっかけとなる地域福祉ワークショップを開催します。





・フードバンクへの協力

生活困窮者への支援として、フードバンクふじのくにの行うフードバンク事業に協力し、フードドライブ(食料品の収集)を実施します。





・ホームページ、ツイッター、YouTubeの発信

ホームページ、ツイッター等を通じて、講座等のイベントの案内や報告を行います。

・ボランティア情報誌「ぺんぎん」の発行(P78 参照)

・無縁仏慰霊法要

身寄りのない人や行旅人の鎮魂を目的として、沼津市仏教会の協力を得て例年7月上旬の友引の日に沼津市斎場にて慰霊法要を開催します。





・福祉映画の上映

当時者の日常を描いた作品の上映会を開催し、高齢者福祉、障がい者福祉の啓発とともに、専門職、関係機関、地域住民が一体となった地域支援を促進します。



・広報委員会

沼津市社協の活動や役割を市民に知っていただくことを目的とした広報啓発活動を行います。 また、広報委員が社協だよりのための取材を行うなど、内容の充実を図るとともに、広報に関する研修に参加して各委員のスキル向上の機会を提供します。

 ${
m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

(3) ボランティアの養成と活動支援 「一歩をふみ出す」

各種ボランティア養成講座により、ボランティアの育成及び各種活動の広報や支援を行い、 地域特性に合わせた活動を支援します。

また、沼津市ボランティア連絡協議会と連携した活動、各種団体への支援を通じてボランティアセンター事業を活発化していくとともに、ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談を実施します。

活動の目標

ボランティア講座や交流会等により、福祉の担い手の発掘・育成、ボランティアを「必要と する方」、「したい方」をマッチングします。

また、沼津市ボランティア連絡協議会と連携し、情報収集、広報、活動支援を行います。

・ボランティアセンターの充実、強化

ボランティア活動を「始めたい人」、「依頼したい人」や福祉施設、団体、学校等からの相談 を受け、登録ボランティアグループへのマッチングを行います。

また、ボランティア活動を行っている方の悩みに対する相談受付や新しくボランティアグループを立ち上げたいと考えている方への助言等を行います。

・ボランティアグループ活動支援

ボランティア活動中に発生する万一の事故やけがに対するボランティア保険の加入を勧奨するとともに、ボランティア活動上の悩み等についての相談受付を行います。

・ボランティア広報誌「ぺんぎん」の発行

隔月(偶数月4,6,8,10,12,2月)で、市民向けにボランティア情報を掲載したお便りを発行します。参加を促す募集情報の他、担い手の継続的な参加を支援するため、講座やイベント、補助金申請の情報を掲載します。



・ボランティア活動助成

ボランティアセンターの登録者に対して、ボランティア活動中に発生する万一の事故やけが に対するボランティア保険の加入料を助成します。

また、ボランティア活動を継続的に展開しているボランティアグループに対して活動費を助成します。

・沼津市ボランティア連絡協議会活動支援

ボランティア活動のつながりを広めていくことを目的にボランティアセンターに登録している個人、団体の有志で結成された沼津市ボランティア連絡協議会に対して、事務局活動の資金助成等を行います。

・福祉入門講座(ちょいてつボランティア養成講座)

時代によって変化する困りごとやニーズに対応し、住民同士の助け合いを行う担い手を増やすため、高齢世帯等のゴミ捨てや電球の交換等、ちょっとした生活上の困りごとを解決する少額有償ボランティア(ちょいてつさん)を養成します。

・やさしい精神保健福祉ボランティア養成講座

市民の精神保健福祉に対する意識や理解の向上を図り、共に生きる福祉のまちづくりの実現を目的として、ボランティア活動体験や精神保健福祉士による講演を行います。

・傾聴ボランティア養成講座

地域で孤立している高齢者や、子育て中の方など、様々な理由により孤独を抱えている方々への孤独の解消や、地域福祉の推進を図ることを目的として、傾聴ができるボランティアを増やすための必要な知識・相談技術の講習を開講します。

・託児ボランティア養成講座

子育てを支援するボランティア活動の推進及びボランティアの育成や組織化を図ることを目的として、保育士による子どもとの接し方についての講演を行います。





III

・災害ボランティアコーディネーター養成講座

災害ボランティアが全国各地から駆けつけた際に効果的に活動できるために、ボランティア の受付や活動の調整等の役割を担うコーディネーターの養成講座を開催します。



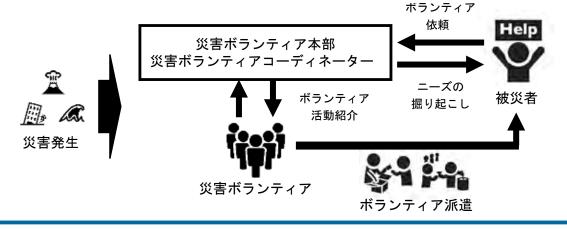
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
ボランティア	活動周知	託児ボラ 増加	災害VC 増加	精神保健 福祉ボラ 増加	傾聴ボラ 増加

災害ボランティアコーディネーターとは

災害時には、行政や社会福祉協議会だけでは、物も人も足りず第三者の力が必要となります。 そこで活躍するのが災害ボランティアコーディネーターです。

災害ボランティアコーディネーターの役割としては、被災地などに作られる災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の思いや要望、困りごとなどを聴き取り、必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に情報を伝え、被災者支援の活動に結びつけていくことです。

また、被災地の外では、団体メンバーや災害ボランティア志願者に対し被災地支援に必要な情報や活動の心得を説明して被災地に送り出すとともに、被災地のニーズを踏まえた後方支援の活動を担います。



2. 福祉の地域づくり ~人と地域をつなげる~

誰もが安心して暮らしていける地域をつくるためには、見守りや居場所づくり等、市民が様々な福祉活動・ボランティア活動に参加できる場を増やし、地域の基盤を強固にしていくことが必要です。

このため、地域福祉の核となる地区社協との連携を深め、その活動を支援することによる地域住 民主体の福祉活動・ボランティア活動や地域の中での顔の見える関係づくりを促進していきます。

また、福祉活動の地域差を補い、地域住民と福祉施設や関係機関等が協働した福祉の地域づくりを促進するために、知識や技術の習得を行う福祉研修事業に取り組みます。







- 2 福祉の地域づくり〜人と地域をつなげる〜
- (1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」
- (2) 地区社協活動等の推進と育成支援 「地区社協を応援する」
- (3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域でうけとめる」







III

(1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」

社会情勢の変化による世代間の交流の減少や地区内のつながりの希薄化により、地域福祉の 基盤が急速に損なわれています。これまで、住んで良かったと思える、誰もが安心して生きが いを持って暮らせる地域をつくるために、小地域ネットワーク活動が重要な役割を果たしてき ました。地域住民同士の顔が見える関係に基づく福祉活動によって、社会的な孤立等の予防、 生活課題の早期発見、課題を抱えた方を支援につなげる仕組みが必要です。

このため、地域住民による声掛け見守り活動を行う小地域ネットワーク活動の支援や設立を 促進するとともに、相互の助け合いの機能を強化し、地域のニーズに合わせ、地域に寄り添っ た活動を促進する地区社協への支援を展開します。

活動の目標

地域で安心して暮らしていくため、小地域ネットワーク活動を進めていきます。

· 生活支援体制整備事業

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域団体や社会福祉施設、民間企業、ボランティア団体等と連携して、居場所づくり、ゴミ出しや電球の交換などのちょっとした困りごとを支える生活支援、移動困難を支える仕組みづくりなどを行い、互いに支え合える地域づくりを支援します。

・居場所づくり支援(子ども~高齢者)

地域に合わせた子どもから高齢者まで、様々な市民が参加できる通いの場づくりを支援します。

・ちょいてつサービス事業の実施

換気扇の掃除や薬の受取りなどちょっとしたお手伝いが必要な一人暮らしや二人世帯の高齢者、障がい者などを対象とした、登録した少額の有償ボランティア(ちょいてつさん)によるお手伝いサービスを行います。

また、スマートフォン等の活用による利用者・支援者の負担軽減を検討します。







(2) 地区社協活動等の推進と育成支援 「地区社協を応援する」【重点活動】

地域で安心して暮らしていくためには、様々なサービスや制度の活用の他、地域住民同士による助け合いの仕組みが必要です。生活課題の早期発見・早期解決や見守り活動を推進し、地域性に合わせた支援体制を構築するためには、住民を主体とする福祉活動・ボランティア活動が必要不可欠になっています。

このため、自治会、コミュニティ、地区社協等の様々な福祉活動・ボランティア活動のネットワークを支援し、住民同士の助け合い活動が生成される環境づくりを推進します。

活動の目標

福祉活動・ボランティア活動の支援やリーダー養成を実施するとともに、地区社協の活動の展開を支援・促進します。

・小地域ネットワーク活動の強化

身近な地域で支え合う仕組みをつくり、自分の暮らす地域で安心した生活を送れるよう見守り活動を促進します。

・地区社協の運営支援

沼津市内20地区ある地区社協の運営や活動に対して、きめ細かい支援を実施するとともに、 地区社協で組織された沼津市地区社会福祉協議会連絡協議会の事務局を担います。





・生活支援体制整備事業 (再掲 P82)

・地域版住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げ支援

各自治会単位等で、「ちょっとした困りごとを解決する」システムづくりを支援し、住民同士の助け合いを促します。このために、高齢世帯や障がい者世帯等を対象とした地域住民による少額有償ボランティアサービス等、地域の実情に合わせた地域住民を中心とした支え合いの仕組みづくりに対して、検討段階からの設立支援を行います。

(3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域でうけとめる」

課題を抱えた人達を身近で支える介護者は、一人で悩みや負担を抱え込み、日々の生活に追われることが多くなっています。当事者も介護者も疲弊している現状があり、介護者への支援は急務となっています。

このため、介護の経験者同士、当事者同士で支え合う活動を実施している「沼津市介護家族 の会」や当事者団体に対する支援を行います。

活動の目標

介護者及び障がい者の自立を支援します。

・沼津市介護家族の会の活動支援

家族介護者の会員同士による互助組織である沼津市介護家族の会の介護技術向上の研修や情報の共有、リフレッシュ交流会等の活動に対して支援を行います。

・認知症介護家族のための茶話会等の開催支援

認知症介護者が気軽に集まって、思いを共有できる場を提供するため、沼津市介護家族の会の会員、地域包括支援センターの職員や認知症について詳しい専門家等を交えた茶話会を開催します。





・新たな当事者の調査

ボランティア団体、障がい者の当事者団体、介護者家族の会、子育てサークル等、当事者団体が相互に活動内容を共有しながらつながる場を提供する等、各団体の横のつながりを広げていきます。これによって、それぞれの団体が活動を発展させるきっかけをつくるとともに、当事者が問題を共有し、解決につなげる活動が望ましいと考えられる新たな問題の発見や調査、アウトリーチを促進します。



3. 福祉サービスの強化 ~人とサービス・環境をつなげる~

安心して生活ができる地域共生社会をつくるためには、課題を抱えた人と一緒に問題解決を検討しながら新たなサービスを生み出すことも含めた生活課題を解決する福祉活動を、沼津市社協自らが実施する必要があります。

このため、判断能力が低下している方等に対して、権利擁護に関わる事業を実施し、安心して生活できるサービスの充実を推進していきます。加えて、低所得者や障がい者に対して、福祉資金の貸付や援護金支給を実施し、自立を支援する取組を行います。

また、我が国における地震、風水害等の被害が頻発している状況を踏まえ、地域住民の安全を確保するため、災害時を想定した見守り活動の組織化、ハザードマップ等を活用した避難体制づくり等、災害対応のための平時からの地域のつながりづくりを行います。

この他、沼津市危機管理担当部署等と連携した災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催や、沼津市災害ボランティアコーディネーター協会とともに、高齢者、障がい者、乳幼児、女性、外国人等、災害時に配慮が必要な方が防災に参画することができる地域防災の拡充を促進します。

















- (1) 総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよりそう」
- (2) 福祉サービス 企画・運営 「あったらいいな」を形にする
- (3) 権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」
- (4) 災害時における支援活動の整備 「災害に備える」
- (5) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」
- 3 福祉サービスの強化 ~人とサービス・ 環境をつなげる~

 ${
m I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

(1)総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよりそう」

福祉事業を推進するにあたり、相談事業の拡充を行い、広く福祉ニーズを必要としている人に対して相談機能を整備する必要があります。

このため、相談員を配置し、一般的な生活に関する悩みや健康・介護、結婚に至るまでの総合的な福祉相談機能を展開し、援助活動に努めるとともに、多方面の関係機関との連携を図り、ワンストップサービスの提供が行えるよう体制を整備します。

また、低所得や障がいを抱えながらも制度の狭間に置かれた方を含め支援を必要とする方に対して、生活福祉資金を始めとした福祉資金の貸し付け、自立支援を行います。

この他、地震、風水害、火災等により被災された方への援護事業として、見舞金の支給により緊急的な生活費の一部を支援します。

活動の目標

総合相談の実施により、相談から解決までの道筋をつくり、問題解決に向けた取組を行います。

•福祉生活相談

市民からのあらゆる相談に応じ、適切な制度やサービスの情報提供を行い、関係機関へつな げます。また、社会情勢の変化に伴い相談内容が複雑多様化する中で、各種相談事業に的確な 助言指導を行うため、各専門機関との連携を拡充し、相談援助システムの強化を図ります。

・健康・介護相談

市民が疾病や介護予防、健康増進等の正しい知識を身に付け、健康意識が高まるよう、看護師・保健師による健診結果を踏まえた保健指導の充実や、食生活の改善、運動習慣の確立等、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に向けた各種働きかけを行います。

• 結婚相談

相談事業を中心に定期的な婚活イベントの開催やお見合いを実施するとともに、交際・成婚後の相談等、継続的な支援を行います。

・障がい者専門相談

沼津市福祉連絡協議会障害者部会の5団体で構成する障害者専門相談連絡協議会により三障がいの相談を行います。障がい者やその家族など身近な支援者に対し、相談に応じるとともに、制度についての理解や悩みなどを解決する相談会を行います。

・ボランティア相談 (再掲 P78)

・貸付相談

低所得者世帯や障がい者世帯等に対し、教育資金や一時的に足りない生活費等の貸付相談を 行うとともに、民生委員・児童委員と連携し、各世帯の経済的自立と社会参加の促進を図り、 安定した生活を実現する支援を行います。

・権利擁護相談

弁護士、司法書士等専門職による成年後見制度の申立、相続、財産管理などを中心とした相談会を行います。



・育児相談

サンウェルぬまづ5階ふれあい交流室において、保育士による育児に関する相談を行い、悩み事を解決する方法を当事者とともに検討します。





(2) 福祉サービス 企画・運営 「あったらいいな」を形にする

市民誰もが地域の中で自分らしく暮らしていくために、サービス選択の幅を広げるため、沼津市社協として福祉サービスの企画・運営を行います。特に、移動や買い物の問題、ゴミ出し等に地域の困りごとに対して「あったらいいな」を生み出します。

活動の目標

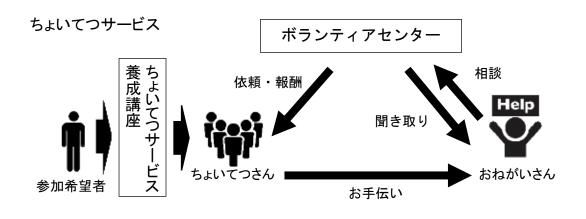
福祉サービスをつくり出し、運営を行うことで、地域住民の問題解決に向けた取組を行います。

- ・ちょいてつサービス事業の実施(住民参加型在宅福祉サービス)(再掲 P82)
- ・新たなサービスの調査、研究

時代の変化やニーズの変化に合わせ、当事者が抱えている課題や、これまで制度の谷間等で見えにくかった課題を抱えた市民を把握し、新たなサービスを開発するための調査・研究を行い、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるための福祉サービスを展開します。

住民参加型在宅福祉サービスとは

住民参加型在宅福祉サービスは、1980年代ごろから実践が確認されており、行政が非営利の 住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げを行うようになっています。その特徴として、住民同 士が支え手であり受け手とした少額の有料・有償のサービスによる非営利のサービスが挙げら れます。その活動には、住民同士の助け合いという側面があります。



(3)権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」 【重点活動】

沼津市社協では権利擁護を推進するため、成年後見制度の充実を図り、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくための本人の意思に基づいた支援を拡充していきます。

このため、沼津市の権利擁護の中心となる役割を果たす「沼津市成年後見支援センター(仮称)」の設置実現に向けた活動を実施し、中核機関としての機能を発揮して、地域連携ネットワークの構築を図っていきます。

また、行政の制度だけでは対応の出来ない、制度の狭間に置かれた方の自立を支援するため、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)を行います。

活動の目標

自分らしく安心して暮らすため、権利擁護事業を推進していきます。

	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
権利擁護	成年後見支援センター の受託・中 核機関の設置 (検討事業)		中核機関機 能の追加		

・法人後見の受任

沼津市社協が成年後見人等を受任し、沼津に住み続けるためのセーフティネットを整備していきます。また、当事者に対して複数の支援者が関わることができる法人というメリットを生かし、本人の意思に基づいた支援を行います。

III

・市民後見推進事業

市民後見人になるための研修の開催により、市民後見人を育成するとともに、啓発講演会の 実施や支援センターの運営、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職と連携した推進委員会 の設置・運営を実施し、市民が市民を支える事業を支援します。









・日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等によって日常生活に不安がある方に対して、福祉サービスの利用を支援し、利用者本人の活動を促進します。

・沼津市成年後見支援センター(仮称)の受託(検討事業)(中核機関の設置、運営)

一般市民からの困りごとに対する相談や、後見制度に関する広報、地域連携ネットワークと 連携した本人を中心とした支援の継続、専門職による相談会の実施等、きめ細かな対応を実施 する後見制度全般の拠点となる中核機関を設置、運営します。

権利擁護とは

認知症や知的障がい、精神障がいによって、自身での判断が十分に行えないことで、様々な 虐待を受けたり、社会から孤立してしまわないよう支援することが必要です。

その人の権利を守り、支えていく制度が成年後見制度です。

本人に成り代わり必要な手続きを代行することや、財産を管理するだけでなく、本人の意思 を確認し、一緒に自己実現を決定していく伴走者として成年後見人が必要です。

権利擁護では、本人を守り、本人の意思を確認して実行していく人が重要な役割を担ってい きます。しかし、主役は本人であることを忘れず、守り、発信しなければなりません。

(4) 災害時における支援活動の整備 「災害に備える」 【重点活動】

近年、災害による被害は拡大し、地震や風水害への対応の体制整備が必要となっており、平常時からの幅広いネットワークや支援体制の構築が重要となっています。

このため、被災時に設置される災害ボランティアセンターの運営に参画する災害ボランティ アコーディネーターを養成し、支援することで災害時に対応できる支援活動を整備していきま す。

また、その活動原資として、沼津市赤十字奉仕団とチャリティーバザーを共催し、収益の一部を積立て災害に備えます。

この他、沼津市社協の事業継続計画(BCP)の策定と見直しを行います。

活動の目標

災害に備え、地域の防災意識の高揚とボランティアへの支援と連携を強化する活動を展開します。

	令和3年 (2021年)	令和 4 年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
災害対策、 災害ボラン	BCP策定	災害ボラセン 立ち上げ訓練	備蓄品見直し	BCP見直し	災害対応研修
ティア					

- ・沼津市災害ボランティアコーディネーター養成講座(再掲 P80)
- ・災害対策準備積立金の積み立て

チャリティーバザー等の収益や寄付金に基づき、災害対策の準備金を積み立てます。

・災害用資機材の備蓄

災害時の物品不足に対して、沼津市社協独自の備蓄を行います。

III

(5) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」*

たすけあい事業である「共同募金」を推進し、時代に合った支え合い活動を支援していきます。

自治会や日赤奉仕団、学校、団体、民生委員・児童委員の連携により運動が成立している実情を鑑み、連携の強化に取り組み、「じぶんの町を良くするしくみ」を活かしたまちづくりを推進します。

活動の目標

地域福祉の活動財源である共同募金を推進します。

・たすけあい理念の普及

共同募金の理念を普及し、解決すべき課題を共有することによって、地域福祉活動の一環としての理解に基づく市民参加を促すため、市民に対して募金の趣旨や使途についての情報公開を行います。

・地域福祉活動の支援

福祉活動・ボランティア活動の基盤となる「住民相互の支え合い」を目的とした事業の掘り起こしと重点的な助成を行います。

・企業等の社会貢献活動との連携促進

企業に対する共同募金運動への協力を通じた社会貢献活動の提案、企業と共同募金運動との協働による寄付つき商品の開発等により、協力の輪を一般事業者にまで広げ、持続的な関係を構築していきます。





※「じぶんの町を良くするしくみ」は、中央共同募金会の全国共通スローガンです。

4. 市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 ~頼りになる社協をめざして~

沼津市社協の基盤を強化し、様々な福祉活動を支援するためには、体制整備、関係機関との協働の充実、福祉活動を継続的に持続していく財源の強化が必要です。

このため、会員の増強の他、福祉基金などの利用による財源の有効活用や、介護保険事業・障害福祉サービスでの人員の体制等運営の効率化を実施するとともに、多様な課題に継続的に対応するため、寄り添い型の支援体制を構築します。

また、沼津市社協単独で地域への支援を実施することには限界があるため、法人間のネットワークの強化を図り、関係機関や団体との協働による地域福祉活動を推進していきます。





- 4 市社協の基盤強化と 福祉活動推進体制の整備 〜頼りになる社協をめざして〜
- (1) 沼津市社協の基盤強化
- (2) 関係機関・団体との協働体制の強化





(1) 沼津市社協の基盤強化

沼津市社協の組織と活動の継続性を担保するため、地域の理解を促進して会員の増強を図る とともに、活動を推進する人材育成を図り、福祉財源を確保します。

また、介護保険や障がい者への福祉サービスを展開し、利用者に寄り添ったサービスと自主 財源の確保に努めます。

活動の目標

財源の確保と人材育成により、組織体制を強化し、継続性を高めていきます。

・安定した財源の確保(介護保険事業・障害福祉サービス等)

財源確保と福祉サービスの展開を図るため、介護保険事業及び障害福祉サービス等を実施していきます。

・人材育成

沼津市社協が福祉活動を展開するため、「人材育成基本方針」に基づき、専門的な知識や経験を持った職員を育成します。また、人材育成の促進及び職場におけるコミュニケーションの活性化が反映される人事評価制度を進めます。

・社協会員の増強

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化を踏まえ、沼津市社協を財政的に支える会費の電子決済・クレジット決済への対応、賛助会員限定の広報誌や会員のみ閲覧可能なホームページの作成による福祉関係の情報や動画等のコンテンツの充実化、賛助会員が受けられる新たなサービスの創出を行います。

・指定管理者の受託

サンウェルぬまづ(ぬまづ健康福祉プラザ)と千本プラザ(高齢者等福祉世代交流活動施設)の指定管理者として、市民のための福祉拠点を運営します。

・目的別寄付金制度の導入

賛助会員の意思を反映するとともに、沼津市社協の事業を賛助会員に対して明示するため、 替助会費を用途別に分けた種類別会費を設定します。

また、会費の使途を示すため、賛助会員に定期的に報告書を送付するとともに、参加・見学できる事業への招待を行います。

(2) 関係機関・団体との協働体制の強化

多くの関係機関や団体の協働により、福祉活動・ボランティア活動はより大きな力を発揮することができるため、チームワークを生み出す仕組みづくりが必要です。

このため、沼津市社協も自前の事業だけではなく、積極的に様々な地域の福祉活動・ボランティア活動に参加し、お互いの関係を密にした協働のための体制づくりを強化します。

活動の目標

他団体との協働により、各種事業の体制を強化していきます。

・沼津市福祉施設連絡協議会の支援

福祉施設の活動や連携を強化するため、沼津市福祉施設連絡協議会を支援します。

・協働体制の強化

地域住民の福祉活動を支援するため、関係機関や団体のみならず、これまで福祉に関わることのなかった企業や団体に対して、地域への貢献の意思を共有し、あらゆる団体での協働体制の強化を促進します。

・他団体の会議等への参画

地域福祉を進める取組を行っている団体の会議やイベント等に参画・参加し、地域福祉の一助となるよう活動を行います。

